

平成 23 年 10 月 13 日

大阪府大阪市住之江区南港北 1 丁目 7 番 89 号
日立造船株式会社
代表取締役社長
古川 実 殿

発信人
ビジネスシーズ研究会
コンプライアンス調査委員会
委員長 大阪大学名誉教授 田村進一
副委員長 福井大学名誉教授 岡崎耕三
顧問 大阪大学名誉教授 西田俊夫
顧問 (株)NBL 研究所会長 西野義則

我が国の技術資産の健全な発展を求める立場からの貴社の行為に関する公開質問状

僭越ながら、我々は国際的な調和を図りながら、我が国の技術の健全な発展を願うべく、日々国際的ビジネスのあり方を研究しております。しかるに、貴社の M&A 活動にコンプライアンス上看過できない行為がみられるので、公開質問状として広く世間に公開するとともに、貴社の見解を求めるものであります。すでに平成 23 年 9 月 21 日に同じ内容の公開質問状を出しているところですが、ご回答いただいていませんので、組織変更に伴う発信人一部修正の上、再度お送りします。貴社コンプライアンス方針にもとづき貴社の逸脱行為について説明を要求いたします。

ご説明受け取り事務担当：(株)NBL 研究所 新家修司（072-493-3091）shinya@nblmt.jp

記

内容：貴社によるベンチャ企業“エヌビイエル株式会社”の詐欺的乗っ取り行為について
グローバル経営学会（GBS）シンポジウム開催（2011 年、9/1～9/2 大阪工業大学）
<http://www.oit.ac.jp/cgi-bin/japanese/topics/detail.cgi?id=201109001>
9 月 1 日 13 時 30 分～14 時 30 分、座長田村進一、GBS ビジネスシーズ研究部会が開催され、同学会員（発信人）が株主でもある“エヌビイエル株式会社の乗っ取り行為に関するコンプライアンス事例研究会”で結論、提出された事例文書（無修正）を用

いて公開質問する必要性を認め、発信人が代表して以下の事例研究内容を公開質問する。後日、ビジネスシーズ研究会コンプライアンス委員会より修正。

(他文書より引用未修正)

提出資料記載“経過説明を引用”： 初期約束であった有志約33名株主が起業化した高圧管技術の事業化に関して、非公開会社であること、さらに日立造船には51%出資と経営権の譲渡承認と引き換えに、大規模投資と組織的な巨大事業化で巨額の利益を生み出し折半分配とともにハッピーとなる計画であった。しかし基本契約を交わした後、実施契約で少しニュアンスが異なった契約となったが実施した。その結果、投資を渋るとともに、株式の2/3以上の譲渡を強く迫るようになり、拒否すると、約定の51%取得を強行し同時に役員をすべて解雇するばかりか、役員らが会社に貸し付けた資金の返済も行わず、さらに解雇社員が新たに営業開始した会社に対する営業妨害行為もあからさまに行い、株式の譲渡をたび重ねて迫った。 目的遂行ができないことが判明すると、旧株主の持つ基本的権利である会社経営に関する拒否権の行使権(社主の西野家族の1/3株式保有)をまずなくことと、会社乗っ取り防止を図る手段に使用される方策を悪用して、日立造船から派遣した取締役による取締役会で議決してなる、均等1/10株価で新株予約権の発行増資を図り、最終目的の2/3以上の株式取得を図った。

この日立造船株主の利益誘導を実施した取締役に対して株主損害賠償請求訴訟を既に告知、さらにこの対策に旧株主側が協議して最低1/3拒否権行使分を防衛のために確保した。さらにこのようなコンプライアンスに反する行為をやめるように重ねて通告したが、この防衛策に対して必要目的株式数を入手する方策として、次に株式価値が低下した新株の価格で全株主に引取りを申し入れ、譲渡者が現れないことを見て、10倍に値上げて個別引取り申し入れなど行った。これは平等の株主利益を保障するための取得制限が課せられた非公開株を知らず、日立造船以外の株主の利益を著しく阻害する行為となることを隠し、既に2009年12月に同意を表明し株式譲渡書を受領、2011年10月登記する

ことを承諾していた田畑氏に対して、2011年に本人が忘れてしまって新株予約権を誤って申し込み、さらに、既に譲渡済み忘れていた田畑氏に、10倍価格引き取りチャンス述べて、譲渡契約を交わし12株取得、結果として1株の差で日立造船が目的を実現した。

(他文書より引用未修正)

重要なことは、NBL株は非公開株であって、株主利益保護のために譲渡制限がある株であること、すなわち株主利益保護に著しく影響を防止するための制限がある株であることを知らず、日立造船の一部の株主利益拡大の目的で、他の株主利益

を圧縮またはなくすために、組織ぐるみで、派遣役員に新株発行決議から、株価の評価を譲渡確保のために価格を演出して、さらに相手が既に譲渡していることを忘れていた田畑氏に、必要に譲渡を迫り、他の株主利益を著しく阻害することになることを知りながら、説明を故意に行わずに、さらに取引の機密条項を付けて、田畑氏が取引の正当性を確認することを阻止して株式を取得した。これは、非公開株である特殊性がある株であること、本来49%株式取得者の権利が侵害されて旧株主代表者から訴訟告知を受けていること、さらに不当取得に対抗する目的で旧株主が1/3以上を辛うじて確保している事実を既に譲渡済みからそれら情報を知らない田畑氏に、譲渡結果に重大な株主利益の移動が生じること、田畑氏が既に譲渡していることを話していれば、田畑氏が株式を日立造船に2重譲渡すれば、既に譲渡されている者が、損害賠償請求権の行使が生じる可能性があることなどの説明義務があるが、この説明義務を隠して株式買い付けを行って、目的利益を得た行為は、詐欺行為に当たる違法行為で株式を不正に入手した。

(他文書より引用未修正)

今後の予想される行動について引用、

8.24株主総会決議の日立造船による2/3株式取得確認による、“日立造船コンポジット(株)”の現物出資による新会社の2011.9.21設立登記、さらに日立造船による金融機関に対する異例の代位弁済申し出の実施

注釈：日立造船からエヌビエール株式会社が金融機関から借入する債権に関して、代位弁済の申し出を受け、前代表取締役の西野義則が連帯保証人に、日立造船が追加連帯保証人となり、8月約定返済を遅延させて、期限の喪失の督促書を日立造船宛に発行させて、代位弁済を行う。この異常な法的な返済手段を演出する理由は、代位弁済演出により求償権を得るためと考えられる。

(予想された行動の確認)

後に金融機関からの報告、9.14商工中金、9.15きのくに信金、9.16政策金融公庫に対して代位弁済の実施が成された(2011年9月20日確認では9.16実施とのこと)。

(他文書より引用未修正)

報告書から未修正引用：第三者が弁済した場合、弁済をした者が本来の債務者(NBL社で現在2/3株式をHITZ所有、旧連帯保証人の西野義則)に求償するのは、普通は702条第1項であり、事務管理と考えられますが、第三者が金を払い、本来の債務者が債務をまぬかれていますので、本来の債務者には利得があり第三者には損失があり、不当利得(703条)の要件にもあてはまりますから、不当利得と考えることもできます。事務管理も不当利得もどちらの条件も満たすので、ど

ちらを主張してもよいと考えられます。ただし、下記のような規定も存在します。

「債務の弁済は保証人以外の第三者でもできるが、その債務の性質が許さない時、又は債務者の意思に反して弁済することはできない（474 条 1 項、また、法律上の利害関係のない第三者が債務者の意思に反して弁済することはできない（474 条 2 項））ので、それらの第三者が債務者の同意なくして弁済した場合においては、原則として、弁済という法律効果が発生しないため、その場合は代位という法律効果も発生しない。」

（他文書より引用未修正）

報告書から未修正引用：今回の会社支配を主眼とした優先的地位の乱用スキームの現状を説明し、行為の自粛を促す策が考えられます。

今回の求償権取得の一連のスキームは、優先的地位を有する金融機関（国民政策金融公庫（旧国金）等）を当事者から外すことで脱法行為を行い、保証人から弁済委託を受けていない事業会社である H I T Z が意図的に優先的地位を取得し、これにより事業運営の主体たる法人ではなく、一般自然人（西野個人）を追い詰め、以て会社支配を実現しようとする行為である。

一連のスキームを鳥瞰するならば、金融機関には貸付行為の意図的な遅延を含め、優先的地位の乱用、事業会社たる H I T Z には社会の公器として律せられるべき上場会社としてのコンプライアンス違反が見受けられる。

（他文書より引用未修正）

日立造船が行った一連の行動目的は、エヌビエル会社の完全乗っ取り実行のためである。すなわち、旧 49% 所有株主利益を日立造船によって周到に計画された組織ぐるみの指揮による、株主権利の不当取得事件の発生である。（会社乗っ取り詐欺行為事件疑い）

（研究部会からの質問、今後の行動）

今後の予想される行動について、エヌビエル株式会社が現物出資する 21 日登記予告する資本金 8000 万円の新会社“日立造船コンポジットマテリアル（株）”に、会社資産約 1 億 3000 万円の建屋など資産約 8000 万円、土地約 4000 万円、機械約 1 千万円すべてを移転し、16 日に実行した代位弁済で得た求償権の約 1 億 6000 万円の権利実行を新会社株と交換などして、実質 100% 乗っ取りを実行され、2009 年 1 月交わした基本協定書から始まったエヌビエル株式会社が開発してなる遠心成形技術を日立造船の資金と組織力で企業化、利益折半条件で経営権譲渡を実施、51% 日立造船で 49% 旧株式割合にて始まったプロジェクトが、2010 年 5 月 14 日株主総会で旧役員全員が解雇され、2011 年 5 月新株発行から始まり 2011 年 9 月 21 日に新会社に資産移動、結果として旧会社の抹消処理へと進み旧株主の保有株式価値をゼロに

され、乗っ取りされると推定する。さらに、旧株主で役員らが会社に貸した約 6000 万円は未だに返却されず、個人に遺恨を生じ不当であることから訴訟にまで発展している事実も、会社利益の追求のためと解釈するが、社会的なコンプライアンスを無視したこれらの行為は許されないと思う。

無論、これらのすべてを組織ぐるみで実行したことは事実であるが、最終目的が成立するためには、エヌビエル株式会社の保有株式 2/3 以上が絶対条件である。たった 1 株数が不足して 1/3 以上を確保できなかったため、臨時株主総会の強行決議を阻止できなかった。その原因が判明した。こともあろうに、田畑学会会長の所有株式が重大な結果をもたらせた。2010 年 12 月に日立造船の行動が異常であることから、株主権利保持のため持ち株会社に一括保管が決まり、現金売却または持ち株会社株との交換を 2011 年 9 月有効期限で募集、田畑会長は 12 月に譲渡書を発行、既に持ち株会社の CHS（株）岡崎代表取締役の管理下にあったが、時間の経過と共に譲渡済みから、本件情報の報告が行き届かず、株式の 2 重譲渡契約を交わして、結果的に日立造船の 2/3 株式確保、会社乗っ取り実行となった。

一連の行為から、田畑会長の忘れていた過失（2 重譲渡）に比べて、非公開株の株主保護目的で社員または株主間以外の株式譲渡には取締役会の承認が必要との条件があり、日立造船が意図的に実施した新株予約の実行などで、最低必要株式数のみ確保していた旧株主（持ち株会）の株式書き換え未処理株を狙った、社会性を著しく欠如する行為、詐欺まがいの手段を使って会社乗っ取りを実施している。

以上、述べたことについて、事実確認と日立造船代表取締役として許されるコンプライアンスであるかの見解を公開質問する。

追記：なお、本件で訴訟中または訴訟告知案件については、当事者間の利害関係と法的処置に関することであり、当研究会とはまったく無関係であることを追記する。

さらに、公開質問状の送付目的は、ビジネスシーズ研究会長、大阪大学名誉教授 田村進一”の研究会（旧 GBS ビジネスシーズ研究部会）で、本件の事例研究は特に多くの関係者が知る立場にあったこと、またこのような事例研究報告（情報公開）が少ないことから、社会使命（コンプライアンス遵守監視）がある立場として情報公開と公開質問状を発行した。

公開した情報が会社の社会的責任（コンプライアンスの厳守）と健全な会社の M&A、中小企業技術の正当な権利取り扱い、発明者・努力者の利益尊重など、わが国が社会問題となっているこれらの解決に役立てれば幸いである。

謝辞：本公開質問状発行に際して、情報提供、報告書提供、研究会参加で貴重な意見を提供くださり、さらに実名で情報公開に賛同くださった方には感謝いたします。

- 添付： 1、概要説明書
2、株価流れ
3、総会報告書
4、御通知
5、訴訟告知
6、通知書

公開質問後の追加添付資料

- 7、学会員の声
8、140 億円訴訟告知文
9、研究会員の声（添付 7 以降）

10、English outline

本公開質問状は、下記にても掲示いたします。

<http://www.nbl-technovator.jp/compliance.html>

概要説明書

2008年

NBL社は新規事業（高圧FRP管の開発）中であったがその開発費の調達に苦勞をしていた。

まず、中国系ファンドの sinocity より投資を受け入れるべく、交渉をおこなっていたが成功しなかった。

そこでNEDO（新エネルギー・産業技術総合開発機構）に助成金申請をする一方、国内において他社との共同開発を模索していた。

まず、MUFG銀行の仲介により管メーカーの積水化学との交渉に入ったが現状当方の採用する製造方法と異なる製法を積水化学が大規模に採用しており実現できなかった。それを受け、当方が考えていた日立造船株式会社へ西野前社長が出身であったこともあり、人脈を通じて本提案に興味があるかの打診をおこなったところ、9月ごろより西野がHITZを訪問のうえ、西野の有するノウハウ、事業計画の概要を説明した。

10月に入りNEDOへの助成事業応募が採用され2010年3月までの1億1千万の開発助成を得た。

11月より、HITZが本格的に共同事業としての検討に入り、11月17日HITZ本社においてHITZ担当部署（責任者 本多常務執行役員）と当方常勤取締役4名の本格打ち合わせに入った。12月にはHITZの会長、企画本部長などの当方視察が続き、頻繁にHITZ各部署の視察が続いた、併せて両者管の打ち合わせが行われた。

2009年

1月19日基本協定書が両者間にて締結され、共同事業が正式にスタートした。その後、株主間協定書等の交渉が開始された。

当方よりの要求事項を当初9月の事業説明時の内容に沿って条件の交渉を開始した。その内容はHITZが主体的に本開発を事業化するのが基本であったため、当方は善意にて契約書の内容に大いなる不満を抱きながら、HITZが事業化を主体的に行うものであることから最終的に受忍した。

しかし、契約締結後は当方の意図することとは反する方向に進み、資金供給さえ、方法の希望通り実施されず、開発計画が遅れた。その他数々の方向性の相違が露見し、計画は思惑通り進まなかった。

そこで当方はHITZに対し、本事業からの撤退を迫った。

2010年

3月29日 HITZ付与していた新株予約権が行使され、HITZは801株のNBL株を保有し〔全株式1601株〕過半数を占めた。

4月に入るとH I T Z 当方側取締役全員の解任を求める臨時株主総会の開催を求めた。そこでN B L社の債務を円滑に引き継ぐ（口頭ですが）条件にて定時株主総会を前倒しにて開催の上、H I T Z 提案の通り、経営権を譲渡した。

しかし、債務はいまだ完済されず、金融機関から借入れの債務についても約定の代表者の会社債務の連帯保証差し入れについてもH I T Zにはそのような規則はないとの理由を述べ、現在も履行していない。

8月当方がA G Cマテックス社との間にて契約書に規定のない電纜管、温泉用外装管（双方ともF R P管ではなくF R P M管である）製造用設備製造の受注契約に対し、N B L仁科現社長が抗議文をメール送付し、確認の要を感じたA G C Mはその契約の中断を申し入れてきた。併せてそのメールには当該株主間協定書第10条に对外公表合意事項があるにもかかわらず合意なく公表した。

8月20日株主間協定書破棄をH I T Z,N B L両社に内容証明にて送付した。

2011年

3月10日 H I T Z派遣の役員により第2回新株予約権発行1601個（条件1株につき1.4株、新株1株につき1万円の払い込み 期間23年3月28日から3月29日）目的説明 資金調達（真の目的、乗っ取り）

新株予約権行使 3件 H I T Z, 801個 C H S(株)150個 田畑吉雄5個（増加株数H I T Z 2241株 C H S(株) 210株 田畑吉雄7株）

本増資応募に関して、旧経営陣側（C H S(株)）は緊急対策として総会での重要事項の拒否権を確保するため取ったものであり、同時に新株予約権の発行無効をN B L現経営陣に通知

4月12日 全株主に対しH I T Zより買い取り通知が発送された。（買い取り価格1株当たり1万円、買い取り期間23年4月13日より4月26日）

応募者なし

4月ごろより10株超え株式保有者に対し、買い取り交渉を開始、（1株あたり10万円を提示）応募者なし

5月12日定時株主総会を開催し乗っ取り案を提案するも否決

6月に入り 情報把握洩れの株主2名応諾（森山美幸12株、田畑吉雄12株1株当たり譲渡価格10万円）ほか1名が売却4株

8月23日 H I T Zは2/3を確保したことから臨時株主総会を開催し、新会社の分離設立（日立造船コンポジットマテリアル(株)）を可決

旧経営陣は新会社設立無効通知送付発送

NBL社		株式価格流れ			H23.9.5		
年月日	流れ	1株当株価	株式数	備考	発行済株式数	HITZ保有株数	
H21.3.12	西野義則保有株式、HITZへ譲渡	¥100,000	200		845	200	
H21.3.16	新株西野引き受け	129,000	155		1000	200	
H21.12.11	HITZが全株主に267株以上の譲渡提案	200,000		条件不合意			
H22.3.28	HITZが新株予約権を行使	200000	601		1601	801	
H23.3.10	NBL現経営陣、新株予約権発行 条件1株:1.4	10,000		CHS、210株	2939	1922	
	行使者			田畑吉雄 7株			
				HITZ、1121株			
H23.4.12	HITZが株主に対し株式譲渡提案	10,000	800	応諾者なし			
H23. 4～	株主に対し個別提案	100,000		田畑吉雄12株			
				森山美幸12株			
				森本義弘10株			
				江藤和也 4株	2939	1960	

エヌビイエル株式会社臨時株主総会報告書

出席者

CHS 岡崎、黄 井代理人 新家、大塚 豊、青木 忠昭、辻尾 修 他委任20名

1号議案 否 合計 978 (議決権)

HITZ側 1960 HITZ 新規株式譲渡獲得 森山美幸 12、田畑吉雄 12、森本義弘 10)

会社側白紙委任 1 (石田稚代含む) 可決 合計 1961(議決数)

発行済み株式数 2939 株 全株出席

会社側出席者 金崎常務取締役を除く全役員、指定弁護士

2011. 8. 24 (水) 15:00~15:45

場所: 和泉佐野市市場東 1-295-1 泉佐野市立文化会館 (泉の森ホール) 2階会議室

開催前、新家より田畑吉雄氏よりHITZへの譲渡株式はCHSに対し既に譲渡済み (H22.12.25 付け譲渡書保有) であり、HITZの保有株式では重要議案の議決数を充足していない旨を譲渡書のコピーを渡し申し入れた。

定刻、議長より全株主の出席があり、適法に臨時株主総会が開催されたことが宣された。

議事進行に入り、1号議案の説明に入った。新会社設立のうえ、NBL社の資産のみを事業継承させ、日立造船の名を冠した社名にすることは、現NBL社の価値を損ね、負債のみを残し、将来、NBL社を債務超過事由で解散清算を現経営陣が画策しており、承認できない旨、辻尾氏より発言があった。

本議案を審議するには株主としては現状の試算表の添付も無く、9月21日の予想にて提案することは、承認できない旨を新家が発言し、現状の試算表を送付の上、総会を再度開くことを動議した。併せて、試算表 (8月10日、7月末、6月末などの) の提出を求め、議長が同意発言した。

大塚氏が具体的数値を入れた会社分割の資産を求めた。

監査役より、数値説明があった。

新家より平成23年3月10日送付の新株予約権の発行と新株予約権行使の払い込みは、増資の事由が資金調達 (仁科社長定時総会時説明) と総会議決を得ていないという方法での疑義、払い込み価格の不透明性などを考慮して違法である旨を告げた。

採決に移り、動議の臨時総会の再招集案について採決され、HITZが否に賛成し否決された。

重要議案である第1号議案の新会社設立が採決され、HITZの賛成と会社側白紙委任にて2/3以上賛成により承認された。

以上にて心字終了が宣せられ、総会は終了した。

添付3

2011年4月12日

ご 通 知

コンテナハウスシステム株式会社殿

大阪市住之江区南港北1丁目7番89号
日立造船株式会社 エンジニアリング本部
常務取締役
本部長 釣崎 清市郎



拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、貴殿が保有されているエヌビイエル株式会社 普通株式の全株式を下記の条件にて
当社に譲渡いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 買取株式 エヌビイエル株式会社 普通株式
2. 買取価格 上記株式1株あたり10,000円
3. 買取期間 平成23年4月13日(水)から平成23年4月26日(火)まで。
本買取期間中にFAXにてご連絡いただきましたものについて、買い取りの対象とさせていただきます。
4. 買取方法 上記内容にて株式の買い取りに応じていただける場合は、別紙に必要事項を記載のうえ、当社宛にFAXにてご送付くださいますようお願いいたします。FAXいただきました後、譲渡契約書締結等の手続きをさせていただきます。
また、原本につきましては、FAXいただきました後、以下担当者までご郵送くださいますようお願いいたします。
FAXをご送付いただきました後、当社から電話にて連絡をさせていただきますが、2日(土日は除く)を経過しても当社からの連絡がない場合は、お手数ですが、以下担当者までご連絡くださいますようお願いいたします。

(本件に関する担当者)

大阪市住之江区南港北1丁目7番89号

日立造船株式会社 エンジニアリング本部 業務部 ^{あぜち}畦地
電話06-6569-0138

以上

添付4

平成 23 年 8 月 23 日

宛先

奈良県生駒郡**町*****

仁科 壽夫 様

発送者

大阪市此花区春日出中 2-3-25

コンテナハウスシステム株式会社

代表取締役 岡崎耕三

訴訟告知

貴殿は平成 23 年 3 月 9 日、エヌビイエル株式会社の代表取締役社長として取締役会を開催し、議長として第 2 回新株予約権の割り当てを提案のうえ、各取締役と共謀の上議決した。

本新株予約権は株主総会の議決承認を得ることなくなされたもので不法かつ無効なものである。

議決内容は、株主に対する新株予約権を保有株式 1 株につき 1 個の無償割り当てであり、新株予約権 1 個について

て1. 4株とし、新株予約権行使により取得する普通株式1株当たり1万円という一見、全株主に対し平等を装うものであった。結果、本件行使に伴い1株当たりの株式価値を引き下げ多大な損害を与えた。

エヌビイエル株式会社の株主である弊社及び西野義則氏、河野摩耶氏より平成23年3月22日付け郵送の内容証明文書にて送付の新株発行の不承認通知にて新株発行を中止するよう求めたにもかかわらず新株発行増資を実施した。

その損害額は1株当たり19万円であり、本件発行株式数1338株を乗じた金額2億5422万円を貴殿に対しエヌビイエル株式会社の損害賠償を求めるものである。

上記、準備を整え、損害賠償訴訟を提起致しますので、本書にて告知いたします。

平成 23 年 9 月 7 日

宛先

大阪府大阪市住之江区南港北 1 丁目 7 番 8 9 号

日立造船株式会社

代表取締役社長 古川 実 殿

送付者

京都府京田辺市薪小欠 2 1

田畑吉雄

通知書

私は御社との間にて平成 23 年 6 月 19 日エヌビイエル株式会社の株式 12 株について 1 株当たり十万円での株式譲渡契約を締結し、譲渡代金を受領のうえ、譲渡致しました。しかし、契約締結時、御社の担当者である畦地氏は重要な情報を私に開示しなかった。本売買で私の保有する株式を獲得したことにより御社はかろうじてエヌビイエル株式会社の発行済み株式の 2/3 以上を保有した。

この株式譲渡はエヌビイエル会社運営するに当たり重要事項を御社の意向に沿って議決するのに不可欠なものであり、その価値は今回の取引価格よりはるかに高価で今回の取引価格の少なく見積もっても数百倍の価値を有する物であることなどの情報を私に伏せたまま契約を締結したこと。

本契約は詐欺行為若しくは動機の錯誤に該当するものである。

よって、私は本株式譲渡契約の取り消し、もしくは無効を主張いたします。

さらに、御社は私の本件譲渡について判断を誤認させる行為として、御社の経営するエヌビイエル株式会社経営陣に命じ、平成 23 年 3 月 10 日新株予約権の発行に伴う新株払い込み金を 1 万円に設定し各株主に対し通知し、更に平成 23 年 4 月 12 日エンジニアリング本部長名義にて同社の株式を 1 株当たり 1 万円にて買い入れるとの通知を全株主に対し通知するなど私の判断を惑わす行為を行っております。

遺憾ながら、御社が株式譲渡契約の取り消しに応じるとの文書回答がない場合、訴訟手続きに入る所存です。

公開質問後の追加添付 7

学会員の声

公開質問状は外部には9月22日に公開されましたが、その後グローバル経営学会会員他より多くの意見をいただきました。それらの要点を記しておきます。これ以降の声については添付9をご覧ください。なお、これらは責任を取れない立場からのフリートークですので、誤解などあるかも知れません。それを承知でお読み下さい。

○ 合法を装っていますが、詐欺行為と何ら変わらないではないですか。詐欺で告発はできないのでしょうか。

○ 高い技術のかつての栄光の歴史はどこへ行ったのでしょうか。実情を知ったら、日立造船の社員さんがかわいそうですね。

○ 確か関大で日立造船のコンプライアンス責任者が講義をしていたと思いますが、学生さんにはかわいそうな話で、ここは関大さんにも考えてもらう必要があります。

○ 造船工業会の中でもっとも行儀の悪い会社とは聞いていましたが、内容はヤクザと同じですね。

○ 外部監査役は関電の方がなっておられますが、ちゃんと監査しているのでしょうか。

○ 貴学会がコンプライアンスを研究対象とし、我が国の技術の健全な発展に向けての行動を起こされることに敬意を表します。今までにコンプライアンスに関してこのような行動を学会がされた例はないのではないのでしょうか。

○ 一部上場企業なので独自の高い技術力を持っていたかと思いますが、空洞化で自らは研究投資をせずにベンチャー企業の研究開発成果を横取りして食っていこうという盗人経営には納得できません。

○ 日立造船さんは鋼橋工事の談合事件でコンプライアンス委員会が作られたと思いますが、懲りずに依然として名前だけで、機能していないのでしょうか。

注: <http://kabunushinokenri.com/modules/achievement/content0003.html>

○ 日立造船(株)とエヌビイエル(株)が連携を発表した(2009年12月10日)直後には日立造

船株は4円ほど上昇しましたが、今回の公開質問状直後（2011年9月26日）には逆に4円ほど下落しています。コンプライアンスが会社価値を高めることの一つの証と見る事ができるでしょう。

○ エヌビイエル株の得べかりし利益逸失で、日立造船株に損害賠償 140 億円を請求する株主訴訟の準備は進んでいるのでしょうか。費用がかかることとは思いますが、社会正義のために早期にされることを期待しています。

注： 訴訟関係追加添付 8

研究会員の声に続く

平成 22 年 9 月 24 日

宛先

大阪府大阪市住之江区南港北 1 丁目 7 番 8 9 号

日立造船株式会社

代表取締役社長 古川 実 殿

送付者

奈良県北葛城郡広陵町馬見北 3 丁目 1 番地の 1 6

株主代表 西野義則

通知書

平成 22 年 8 月 19 日発行の株主間協定書の破棄と債務処理督促通告などに関する平成 22 年 9 月 10 日御社発送の回答通知文を受領しました。しかし、御社 8 月 26 日発送郵送文書について、私は受領しておりませんのでその不在返送郵便 No. と文面の再送お願いします。

御社は見解の相違と事実誤認を理由として協定書の破棄理由に当たらず、協定書は有効との主張ですが、当方が

示した破棄理由に対し、御社回答文面に反して全く内容が示されておりません。添付洩れなどあれば送付ください。

本件に関し御社は、環境プラント本部業務部が主導して役員を派遣、報酬を御社が負担してエヌビイエル株式会社の経営を直接指揮しています。よって経営責任は、株主間協定参加の御社にあります。

なお、協定破棄通告を8月19日に行ったのは、御社に対する株主損害賠償請求の必要が生じた場合、その請求額を確定するためです。

私は株主代表として、巨額赤字の発生する御社策定の事業計画を拒否、同時に前経営陣策定の事業計画に復帰する黒字化事業案を提案しましたが御社は拒否されました。

また会社価値としては、旧経営陣の全員解雇前の標準的な株式評価計算法による会社価値評価額は約140億円であった。御社が経営権を引継いだ後の会社価値評価は債務超過で今後2年間黒字化できないと宣言し、会社価値がゼロと主張したことから、新・旧経営比較の会社価値評価の差額は、約140億円の低下となりました。

この原因と責任は、御社の経営権の強制的な移譲と強行

された新経営方針の実施にあります。これは株主代表らの経営介入を極端に嫌い、株主権利を縮小、御社主導の経営方針を優先実施させたことが主たる要因です。

その結果、前経営陣を全員解雇し新たな経営陣で再構築できると考え御社任命の経営陣で運営したが、技術的な実績と認知力の欠如と顧客信用度の低さから目標達成が到底不可能だと判明した。さらに、前経営陣が実施していたプロジェクトを停止させた、本件にて得られる成果では御社の期待値とは、かい離しているとの理由で経営権の移譲を強行されたが、その達成見込みが全く見えない。

更に、御社は株主総会にて旧NBLの継手技術は実用ままでに至っていないと技術的にも誤った判断を述べ、株主代表から“世界標準と認める顧客評価を得ており、全く反対の評価である”との指摘をされ、改めて技術指導提案を受けるように求められたがこれを拒否した。また、旧NBL継手技術は未熟との評価の解消のため御社として研究開発のうえ解決する考えを示された。結果、御社は株主提案のアラビアプロジェクト、インドよりの新規引合いプロジェクト提案などの実施を拒否、御社は継手技術開発完了ま

で事業化しないとの立場を株主に告げ、提案を拒否した。

実質的に経営責任が及ぶ御社は、会社経営の基本である直近経営の黒字化と会社価値評価の維持向上ができず、株主に巨額の損害を与えた。

なお、株主間協定の破棄通告に対する御社回答で見解の相違と事実誤認と記述された以外個々の理由説明がありません。

株主間協定において、株主損害賠償責任を明確にするため、平成22年8月26日発送文書における9項目の破棄理由に対し文書による説明を求めます。

御社の経営権取得義務である債務処理は、9月25日時点で未処理です。御社より事務的な問題との理由で10月末に処理するとの表明があったが、既に経営権取得後、約4ヶ月以上を経過するに至り、正当な事務処理の遅れとは認められず、9月末日までの処置を最終催告いたします。

遺憾ながら、求める説明に関し9月末日までに誠意ある文書回答がない場合、または回答の説明内容に納得出来なければ、株主損害賠償訴訟手続きに入る所存です。

2011.10.11

研究会員の声（添付 7 以降）

これらは責任のとれない立場からのフリートークを記録したものですので、誤解などあるかも知れません。それを承知でお読みください。「日立造船(株)さんはその経営姿勢で掲げた通りの高いコンプライアンスを持って行動している」と信じておられる方は読まないで下さい。

○ 犯罪のタイプに分類するとすれば、” 幼児わいせつ ” ですね。中小だと大きな声を出せない、そこが付け目でしょう。追い出された人たちが作った NBL 研の事業に対して、HZ さんが妨害に出たことがありましたが、相手が大手だったので、ぴしゃっとやられ、逆に始末書の類を出されたことがあると聞いています。また、何人かの同様の被害者のことも聞いています。

○ 孫会社に日立造船コンポジットという立派な名前を付けましたね。尋常ではないやりかたですが、ファンドに売り飛ばすのではないのでしょうか。Dr. Nishino を追い出した時点で、手に負えないゴミ技術になってしまっており、実体を話せばまったく売れないでしょう。でもど素人相手のファンドなら通る可能性もあるでしょう。しかし売れば日立造船(株)のみならず、日本の恥となります。

○ 今回の公開質問状で、日本の太陽電池技術（サンテック）に投資し、世界企業に育て上げた中国ファンドの親分が、日立造船株価が 5-10% 下落したことに対して非常に関心していました。土地評価に代表される従来の日本の会社評価の方法が、会社の技術レベルやフェアさなど、よりグローバルな評価方法に変化するのではないか、ということです。サンテック技術が日本で評価されず、中国で花開いたのは、日本の評価システムがおかしく、評価できない人たちが評価を行ってきたということでしょう。

○ 最初は紳士然とした日立造船(株)H 田常務執行役員の「ウイウイの関係で双方が利益になるようやっていきましょう」の甘言を信じて、経営を任せる体制（51%株委譲）とした。それが担当が替わり、「2/3 株を寄こさないと社内の了解が得られず資金援助できない」（K 原部長）と変わった。そこで倒産危機を救うために、学者経営グループは退職金や親戚からの借金を含め、会社に貸した。

学者経営グループ等からの負債があることは経営委譲時に十分説明したにもかかわらず、現在は難癖をつけて会社へ貸したお金も踏み倒す体制をとっている（計およそ 6000 万円）。この状態は「一緒になろうと同棲を始めたら寝ているときに毎晩首を絞められた。これではさすが結婚できないと思ったが、とどのつまり母屋を取られて追い出され、貸し金も言いがかりをつけて返してくれない」である。信頼の原則を踏みにじるやり方はヤクザの論

理とどう違うのか考えさせられる。

これは組織的役割分担による実効的詐欺行為であり、これらの経緯は順次音声なども入
れてネットで公開せよ。

○ 学者グループが持ち寄った開発資金が”詐欺グループ”に分捕られようとしている。
証拠を見せられると論理を次々替えていく品位のない踏み倒し論法と、それに平気で加担
する従金無論理弁護士名を順次、公判進行にしたがって、準リアルタイムに公表していく。
ヤクザの難癖とどう違うかご覧下さい。

○ これからは、日本の技術の健全な発展を望む立場から、企業にはアンフェアで強欲な
技術の横取りではなく、正当な対価を伴ったフェアな対応を望むところである。そのため
には、企業活動の各場面、とくに日立造船さんには本件および過去の事例を引き合いに、
取引等双方にフェアな関係を堅持するよう注意喚起を求めていく、またその過程を公開し
てくような仕掛けが必要であろう。さらに一部上場という資格に対して、その品位を確認
するよう証券取引所に要求することも必要ではないか。

○ 日立造船さんの間違いは、(1) Dr.Nishino を追い出し、(2) 株主間協定で Dr.Nishino
を縛ろうとしたが、うまく逃げられたこと、(3) 独り占めを狙ったが、ネットを利用した
新しい形のコンプライアンス糾弾劇場に主役で登場させられたこと、であろう。

(3) では、経営陣を入れ替え、過去を反省し、改めることで、一部上場企業の名に恥じ
ない名誉回復の機会もないわけではないであろう(ただし、今のところ、2度あることは
3度あるに該当しているが)。そのためには、各方面でとくに日立造船さんを対象として「取
引等双方にフェアな関係を堅持するよう注意喚起を求めていく、場合によっては双方に説
明を求める、またその過程を公開してくような仕掛け」の構築を始めようではないか。

○ 日立造船さんから見た収支計算は、たとえばこうなるであろう。

(1) 投資金額－10億円、

(2) 学者を中心とする旧 NBL 経営グループが持ち寄った資金を”合法化”して分捕りつ
つある金額1億数千万円、

(3) 乗っ取りした会社 NBL から資産を移した新会社をファンドに売り逃げすることがで
きれば、新会社(日立造船コンポジット)の資本金 8000 万円の 40 倍の売値 30 億円が可
能。ただし、日立造船のブランド名はつけた(+)が、係争案件(－)で、かつ Dr.Nishino
の技術をはるか follow できていない(－)ことを考えると、まともなファンドは買わない、
期待薄。

(4) 3度目(以上?)のコンプライアンス欠如を公にされたことによるイメージ低下、
800 億円×(5-10%株価低下)＝－数十億円相当。

(5) 140 億円の訴訟をかかえることにより、毎期に利益より引き当て一数十億円。

(3) までの計算では 20 億余円の収益があるはずであったが、(4)、(5) が入ったので、(3) も覚束なくなり、うん 10 億円のマイナスの可能性が大きくなったということではないでしょうか。

○ 資金に余裕ができれば日立造船に対して 140 億円の訴訟を行うことが、世直しの出発点になる。世直し資金と考えれば可能な範囲である。

○ 日本の資本主義の父といわれる渋沢栄一は利について、「自己のみに偏せず、公利を害せぬやうに心掛け、道理に照らし義に従うて事を行へば他より怨まるるはずなし」と説いている。最近、ウオール街で拝金主義に反発するデモが起こったが、倫理や道理を忘れた資本主義はないと思う。

○ 公開質問状の元となったグローバル**学会では、企業人はグローバルと名がついても従来の価値観や現実の商売での利害から、このような行動に対する危惧がまず出てくる。一方、大学関係者は広い視点からグローバル経営のあり方、理念を考え、我が国が突きつけられた問題であると受け止めており、これを解決していかないと、我が国が中国、韓国等新興国に追い抜かれるとの危機感が強い。ネット時代であるので、仮名にする意味が少ないので、企業の過去の履歴を含めて実名で学生教育に活かすべきと受け取る声強い。

○ もう一つ、日立造船さんの多数の社員・株主個人の方々は正常な倫理観をもっていると思われる。知らないだけなので、我々の行動を個別に訴えていくことも必要ではないか。

○ (株)NBL 研究所* **西野義則会長の言**：日立造船(株) は私の出身会社であるが、誇りとしていた高い技術が枯れていき、お金屋さんが支配し、高い技術を育てていこうという思想が全く抜けており、結果として韓国・中国に追い抜かれていくことを非常に残念に思う。

FRP 高圧管技術に関しては海外では Dr. Nishino でないと通用しない。HZ さんはお金でねじ伏せようとしたが、頭まではよう持って行かんかった。持っているのは数年前の技術でもう古い。過去には S 金さんが失敗したし、現在の陣容では製品の強度計算や機械の改修すらおぼつかない。

某学会では公開質問状を出すことで名誉毀損で訴えられるような恐怖心から騒ぎになったが、そもそも” 幼児わいせつ” 的な加害者が声を出せなかった被害者を恥をさらして訴えることはしない。してくれば幸いで広く訴える好機と見る。

我々がサンテッククラスの技術の成功を信じ、給料も払えず苦しい中で支え合って開発してきた成果を弱みにつけ込み、いじめ抜き、甘言役と締め上げ役分担で倫理・コンプラ

イアンスを無視して乗っ取ろうとする姿勢には怒り心頭に達している。こんなことを許しておれば日本は食えなくなる。具体的な商談をつぶした得べかりし利益損失 140 億円の訴訟はタイミングを見て必ずやる。世直しとして我々の年代の義務であり、残りの人生をかけて取り組む。

編集後記： Dr.Nishino も日本利益の希求者であり、NEDO の支援も受けていることから当初は我が国への技術定着を図る期待も込めて HZ さんへ工場運営の話を持って行ったようである。ところが彼の在籍当時と会社が大きく違って「赤ずきんちゃん」にされてしまった。ほうほうの体で逃げ帰った Dr.Nishino はこれでは日本沈没と考え、同様の危機感をもつ学者・研究グループとともに、公開質問状を始めとして、世直しをすることを決意したということである。

当該社は分業方式で黒幕には火の粉がかからず、労力手間のかかる開發生産よりも横取り・独り占めすることに価値を見いだす体制となっている。しかし、将来の国民が食っていけるようにするためには労を惜しまず、フェアで真のグローバル基準に基づく競争力のある企業のみが生き残っていける環境を醸成することが必要である。これは国民の見る目にかかっている。今回の公開質問状で株価が下落したことは、少しはそれが実証されたといえるであろう。これを継続できれば我が国の光明となるであろう。

* (株)NBL 研究所

<http://www.nbl-technovator.jp>

本公開質問状は Google 検索「日立造船 公開質問状」で出てきます。
また、上記 NBL 研究所のホームページからもリンクしています。

<http://www.nbl-technovator.jp/compliance.html>

2011. 9. 21

Outline of the "Open public inquiry" to Japanese Hitachi Zosen Corporation

Shinichi Tamura, Chairman of Compliance Examining Committee, Prof. Emeritus, Osaka University
Kozo Okazaki, Vice-Chairman of Compliance Exam. Comm, Prof. Emeritus, Fukui University
Toshio Nishida, Advisor of CEC, Prof. Emeritus, Osaka University
Yoshinori Nishino, Advisor of CEC, President of NBL Technovator Co., Ltd.

Hitachi Zosen Corporation (Hitz), listed on the Japanese Stock Exchange, is active on M & A, e.g., getting US \$ 350 Million by selling Tabimado, web hotel reservation system etc. Formerly they were famous as technological company having long and honorable history. However, they have already lost their advantage in technology. For example, they have already separated their original Zosen (shipbuilding) section to combine with other shipbuilding companies.

We, researchers of studying global company should be, feel that in these years they are acting violating company compliance.

(1) Dr. Nishino, formerly at NBL Co., Ltd, invented centrifugal winding (CW) method of high pressure FRP pipes having durability of 500 atom use inner pressure by financial support from Japanese Government (NEDO). Since CW FRP pipe is not corroded, it is fitted to tubing at oil field, applying to CCS (Carbon dioxide Capture and Storage), and collecting gas from deep stratum of 5000m.

(2) Hitz invested to NBL 51% stocks for sharing profit from this business as equal partner in 2009.

(3) Neglecting 49% stock holders, however, operating stock price from 1kUS\$ to 0.1kUS\$ and after then 1kUS\$ again in short period, they got 66% of stocks. In this process, however, they forcibly bought the already sold stocks. This is to be brought to suit.

(4) Also in this process, they didn't pay Dr. Nishino group's debt from scientists which personally supported the NBL Co., Ltd to avoid company failure except for person's who cooperated production after Hitz's administration in 2010.

(5) In 2011, they are transferring all valuable goods in NBL Co., Ltd to newly established NBL's subsidiary company Hitz Composite by violating global compliance, and neglecting original stock holders profit as original inventor of the innovative technology. It is clear that they have no technology and cannot improve the "already old" technology. Dr. Nishino has already more improved the CW technology with his genius talent.

In short, they are going to take-over NBL Co., Ltd by swindling manner neglecting half of the original inventors, and seem to sell to rich innocent fund people the technologically old stage company, far behind Nishino group's technology.

We think these Hitz's actions will prevent sound development of Japanese innovative technology and unfair. We are waiting their responsible explanation as a Japanese representative company listed to Stock Exchange from a view point of sound development of global economy. In this course, Hitz are requested to pay US\$184 Million from the stockholders of NBL Co., Ltd..